

判例研究

民法九一五条の熟慮期間の起算点に関する最近の二つの裁判例

吉 岡 伸 一

I はじめに

民法は、相続が開始されたとき、相続人が被相続人の財産を相続することを認めているが、その際、相続人に、相続財産を単純承認して相続するのか、限定承認をするのか、あるいは相続放棄をするのか、三つの選択肢を認めている。ただし、この三つの選択肢はまったく同等ではなく、限定承認あるいは相続放棄をする場合は、相続人は「自己のために相続の開始があったことを知った時」から三月以内に家庭裁判所に対してその旨の申述をしなければならない（同法九一五条等）と規定されている。もし、限定承認も相続放棄もしないときには、単純承認したものと同みなされる（同法九二一条二号）わけであるが、これは、相続人に選択の自由を認めるとともに、他方、いつまでも選択できるとすることは相続債権者等の利害関係人の立場を不安定にし、その結果、取引の安全が図れないことになるため、両者のバランスをとったものであると解されている。

ところで、単純承認した場合には、相続人は、無限に被相続人の権利義務を承継することになる（同法九二〇条）。そうすると、権利（資産・プラス財産）を相続することについては不利益となることは通常考えにくく、被相続人の財産がプラス財産のみであるときとか、プラス財産がマイナス財産より多いときには、経済的なことをだけを考える限り、単純承認を選択することが多いと思われる。しかし、逆に、マイナス財産しかないとか、マイナス財産の方がプラス財産より多いときには、単純承認することは相続人自身の財産や収入を費やして、被相続人のマイナス財産に充てなければならないことになり、経済的に不利益につながるので、相続放棄や限定承認を選択することになるであろう。

したがって、相続人の立場から考えると、自己のために相続が開始された際には、相続する財産、言い換えると、被相続人の権利義務、特にマイナス財産があるかどうかにつき十分調べる必要があるが（同法九一五条二項）、これについて検討する時

間（通常、「熟慮期間」と呼ばれている）は、先述のように、わずかに三カ月しか認められていないのである（なお、この熟慮期間は、利害関係人又は検察官の請求によって、家庭裁判所において伸長することができることになっている（同法九一五条一項但書）が、本稿では、この期間の長さ等をテーマとしていたわけではないので、この点の議論は本稿では割愛させていただく）。

そこで、この「自己のために相続の開始があったことを知った時」、すなわち、熟慮期間の起算点がいつか、というのが重要になってくる。これについては、最判昭和五九年四月二七日（民集三八卷六号六九八頁、判例時報一一一六号二九頁、判例タイムズ五二八号八一頁、金融・商事判例六九七号三頁。以下、「最判昭和五九年」ということがある。）があり、それまでの判例を変更したので、この判例につき、まず概要を見ることにしたい。

Ⅱ 最判昭和五九年四月二七日の概要

最判昭和五九年は次のように判示している。すなわち、「民法九一五条一項本文が相続人に対し単純承認若しくは限定承認又は放棄をするについて三カ月の期間（以下、「熟慮期間」という。）を許与しているのは、相続人が相続開始の原因たる事実及びこれにより自己が法律上相続人となった事実を知った場合には、通常、右各事実を知った時から三カ月以内に、調査すること等によって、相続すべき積極及び消極の財産（以下、「相続財産」という。）の有無、その状況等を認識し又は認識することが

でき、したがって単純承認若しくは限定承認又は放棄のいずれかを選択すべき前提条件が具備されとの考えに基づいているのであるから、熟慮期間は、原則として、相続人が前記の各事実を知った時から起算すべきものであるが、相続人が右各事実を知った場合であっても、右各事実を知った時から三カ月以内に限定承認又は相続放棄をしなかったのが、被相続人に相続財産が全くないと信じたためであり、かつ、被相続人の生活歴、被相続人と相続人との間の交際状態その他諸般の状況からみて当該相続人に対し相続財産の有無の調査を期待することが著しく困難な事情があるときは、相続人が前記の各事実を知った時から熟慮期間を起算すべきであることは相当ではないものというべきであり、熟慮期間は相続人が相続財産の全部又は一部の存在を認識した時又は通常これを認識しうべき時から起算すべきものと解するのが相当である。」

つまり、熟慮期間は、原則として、相続人が

① 相続開始の原因たる事実、及び

② これにより自己が法律上相続人となった事実を知った時から起算すべきものであるが、相続人が右各事実を知った場合であっても、これらの事実を知った時から三カ月以内に限定承認又は相続放棄をしなかったのが、

a 被相続人に相続財産が全くないと信じたためであり、かつ、
b 被相続人の生活歴、被相続人と相続人との間の交際状態その他諸般の状況からみて当該相続人に対し相続財産の有無の調査を期待することが著しく困難な事情があつて、相続人におい

てそのように信じるについて相当な理由があると認められるときには、

例外的に、熟慮期間は相続人が相続財産の全部又は一部の存在を認識した時又は通常これを認識しうべき時から起算すべきものと解するのが相当である、とした。

この点につき、その後の判例・学説もおおむね最高裁の立場を支持しているものと思われる。近時、この熟慮期間の問題につき争われた二つの裁判例が出てきたので、つぎにこれらを検討することとした。

Ⅲ 近時の二つの裁判例

一 東京高決平成二六年三月二七日（判例時報二二二九号

二二頁）

1 事案の概要

(1) 被相続人A（大正二二年生）は平成三二年八月死亡したが、その相続人は長男B、長女X1及び二女X2（以下、X1とX2を「Xら」という。）である。Xらは、このころA死亡の事実を知った。

Aは、生前、自宅である土地建物のほかの不動産（本件不動産）を所有し、負債として、BのC信用金庫に対する貸金債務にかかる連帯保証債務（本件保証債務）を負っていた。

(2) X1は、昭和五三年五月に婚姻後、昭和五五年二月から昭和五六年四月の五か月間を除いて、Aと同居したことはなく、Aのもとを訪れるのは、月二回程度であった。また、X

2は、昭和五八年四月に婚姻後、Aと同居したことはなく、千葉県柏市や京都市内に居住していたので、Aと会うのは年一、二回であった。Xらは、Aから経済的な援助を頼まれたことはなく、Aに経済的援助を頼んだこともなかった。

(3) Aは、生前、自己の財産を全てBに譲る意向を示していた。

Xらは、このようなAの意向を聞いており、これに異議を差し挟む者もいなかったことから、Aが死亡した当時、Aの相続財産に不動産があることを知っていたものの、Aの債務の存在は知らず、BがAの相続財産一切を相続したもので、Xらが相続する財産はないと考えていた。このため、相続放棄の申述をすることはもちろんのこと、Bとの間でAの相続財産について遺産分割協議をすることもなかった。また、Bが、Aについての相続開始後、Aの相続財産を管理していた。

(4) Xらは、BからAの相続財産の不動産についてBの名義に移転登記したので、「遺産分割協議証明書」に署名押印してほしい旨の申入れを受けた。これに応じて、X1は、平成二四年二月二〇日、共同相続人全員で遺産分割協議をした結果、その相続財産に属する不動産はBが取得したことを証明するとの記載がある「遺産分割協議証明書」に署名押印して、Bに送付した。また、X2も、同月二一日、別の同様な記載がある「遺産分割協議証明書」に署名押印し、Bに交付した。Xらは、このような「遺産分割協議証明書」に署名押印し、Bに送付又は交付することで、BがAの相続財産を全て承継し、自らはAの相続について放棄をしたと考えていた。なお、このときも、Xらは、Aの債務の存在は知らなかった。

(5) Bは、平成二五年三月ころ、その所有不動産（Aから相続した雑種地）を売却して、C信用金庫に対する貸金債務の返済に充て、C信用金庫が当該不動産に有する根抵当権の抹消をしようと考えた。

(6) Bは、C信用金庫から、保証債務履行責任を承知している旨の記載があるXらの署名押印がある承諾書を提出するように求められて、Xらに無断でXらの署名押印をした後、Xらに対し、同月二六日、C信用金庫から確認の電話があったときは、承諾書のことを承知している旨答えるように依頼した。

(7) Xらは、不審に思い、Bに質問したり、C信用金庫に問い合わせたりした。そして、Xらは、同日、AがBのC信用金庫に対する貸金債務を連帯保証しており、相続債務としての保証債務が存在することを知った。

(8) Xらは、平成二五年四月二日、それぞれ次のように相続放棄申述書に記載して、本件各申述を申し立てた。

- (i) 相続の開始を知った日 平成二五年三月、
 - (ii) AがBの連帯保証人になっていることを知らなかった旨、
 - (iii) 放棄の理由 債務超過、負債不明
- (9) しかし、原審（長野家審平成二五年七月一六日）がこれを却下したため、Xらが抗告した。

2 本決定の概要

本決定は、次のように述べて、原審判を取り消し、Xらの相続放棄の申述を受理した。

すなわち、「Xらは、Aが死亡した当時、Aの相続財産に不動

産があることを知っていたものの、Aの意向を聞いていたために、長男であるBがこの不動産等被相続人の相続財産を一切を相続したので、自らには相続すべき被相続人の相続財産がないものと信じていたことが認められる。また、Aの意向、AとXらとの生前の交流状況からすると、Xらが、上記のように信じていたことについて、相当の理由があったことも認められる。

なお、Xらは、平成二四年二月二〇日ころ、「遺産分割協議証明書」に署名押印し、Bに送付又は交付したことが認められるが、上記書面は、Aの相続財産の不動産についてBの名義に移転登記するためにBに送付等されたものであり、現実に遺産分割協議がされたものではないから、この書面の送付等をもって、自己のために相続の開始があったことを知ったものと認めることはできない（この点に関する経過の詳細等については、訴訟が提起された場合にその訴訟手続内において判断されるべきである。）。

その後、Xらは、Bから承諾書の中で依頼を受け、C信用金庫に問い合わせること等により、平成二五年三月二六日、BのC信用金庫に対する貸金債務についての連帯保証債務が被相続債務として存在していることを知ったのであるから、本件における熟慮期間の起算日は、Xらが前記連帯保証債務の存在を認識した平成二五年三月二六日とするのが相当である。

したがって、同日から七日後に行ったXらの本件各申述は、未だ熟慮期間内の申立てであるから、これらをいずれも受理するのが相当である。」

3 小 括

最判昭和五九年は、①相続開始の原因たる事実、及び、②これにより自己が法律上相続人となった事実を知ったとしても、これらの事実を知った時から三ヵ月以内に限定承認又は相続放棄をしなかったのが、a 被相続人に相続財産が全くないと信じたためであり、かつ、b 被相続人の生活歴、被相続人と相続人との間の交際状態その他諸般の状況からみて当該相続人に對し相続財産の有無の調査を期待することが著しく困難な事情があつて、相続人においてそのように信じるについて相当な理由があると認められるときには、例外的に、熟慮期間は相続人が相続財産の全部又は一部の存在を認識した時又は通常これを認識しうべき時から起算すべきものと解するのが相当である、としているが、本事案は、相続人は被相続人に財産があることを知っている事実である。それにもかかわらず、本決定が三ヵ月を超えた後の相続放棄の申述を認めた理由は、

ア Xらが、被相続人Aの意向を聞いていたために、長男Bがこの不動産等被相続人の相続財産を一切を相続したので、自らには相続すべき被相続人の相続財産がないものと信じていたことが認められること

イ また、Aの意向、AとXらとの生前の交流状況からすると、Xらが、Aのように信じていたことについて、相当の理由があったことも認められること

本決定の結論の妥当性は否定できないところであり、最判昭和五九年の判断基準は拡大されるべきものと考えられる。

二 福岡高決平成二七年二月一六日（判例時報二二五九号 五八頁）

1 事案の概要

- (1) 被相続人Aは、昭和一五年四月五日、Bと婚姻した。AとBとの間には、C、X1、X2、X3の四人の子がいた。
- (2) Aは、生前、佐賀県唐津市内に、Aの家族の自宅土地・建物（以下、「自宅不動産」という。）と、同市内の別の場所に店舗兼居宅の土地・建物（以下、「店舗不動産」という。）を所有していた。Aは、店舗不動産において、薄錚の製造販売業（以下「本件事業」という。）を営んでおり、Bとともに、店舗不動産に居住していた。

- (3) X1は昭和四二年頃に、X2は昭和四四年頃に、それぞれ婚姻し、いずれもその頃から実家を離れて生活するようになり、以後、Aとは同居していない。また、X3は、昭和四四年頃、大学に進学し、その頃から実家を離れて生活するようになり、以後、Aとは同居していない。なお、Xらは、実家を離れて生活するようになるまで自宅不動産に居住しており、Aが死亡する以前に、Aが自宅不動産及び店舗不動産を所有していたことを知っていた。

- イ Xらは、以後、Aの所に時々行き来する程度の交流をした。
- (4) Aの死亡及びこれに伴う相続財産等の処理並びにXらの本件事業への関与について

- ア Aは、昭和六三年六月二日に死亡し、Xらは、同日、その事実を知った。

- イ Aの死亡後、主としてBが本件事業を営み、Cがこれを手

伝っていたが、平成一一年頃、廃業した。それに伴い、店舗不動産の建物は、同年三月頃取り壊された。

Xらは、Aの生前を含め、本件事業に関与したことがなく、Aに相続債務が存在することも聞かされていなかった。

ウ 平成八年三月二八日、自宅不動産及び店舗不動産について、Bに対し、それぞれ昭和六三年六月二一日相続を原因とする所有権移転登記手続がされた。

エ Xらは、B又はCとの間で遺産分割協議をしたことはなく、Aの積極財産を全く相続しておらず、自宅不動産及び店舗不動産について、上記ウのとおりBに対する本件所有権移転登記手続がされたことも知らなかった。

(5) 相続債務について

ア 佐賀県は、昭和五〇年八月二二日、唐津蒲鉾協業組合に対し一億八八二万円を貸し付けた。Aは、その頃、本件貸付に係る本件組合の債務について、佐賀県に対して連帯保証した。

イ 本件組合は、平成二五年四月一八日、佐賀地方裁判所唐津支部に破産手続開始決定を求める旨を申立て、同月二二日、破産手続開始決定を受けた。

佐賀県は、平成二六年五月一二日付けで、Xらに対し、XらがAから本件連帯保証に係る保証債務を法定相続したとして、本件貸付に係る貸付金残金の償還（償還残高・元金約五〇七七万円に係る状況説明会を同年五月三〇日に開催する旨通知した。

Xらは、同月一三日、それぞれ本件通知を受領し、これに

より、初めてAに係る相続債務として本件保証債務が存在することを知った。ちなみに、Cは、平成二〇年九月四日、死亡していた。

ウ 本件において、本件保証債務以外、Aに係る相続債務が存在したことを認めるに足る証拠はない。

(6) Xらは、平成二六年七月二三日、Aに係る相続について、それぞれ相続を放棄する旨の申述をした。

(7) Bは、現在、老人ホームに入所している。

(8) このような状況下、Xらがした上記各申述を受理するよう求めて訴えた。

2 第一審の判断の概要

第一審である佐賀家唐津支審平成二六年一〇月一七日（判例時報二二五九号六一頁）は、Xらは、Aが死亡した昭和六三年六月二一日当時、主な相続財産の存在を認識しており、同日時点で自己のために相続の開始があったことを知ったから、同日が民法九一五条一項本文所定の単純承認若しくは限定承認又は放棄をしなければならない三カ月間の期間（以下「熟慮期間」という。）の起算日であるところ、本件各申述は熟慮期間が経過してからなされたものであるとして、本件各申述受理の申立てをいずれも却下した。

3 本決定の概要

しかし、本決定は、Aに係る相続について、Xらの熟慮期間の起算日は相続債務が存在することを知った日の翌日である平

成二六年五月一日とすべきであり、本件各申述はいずれも熟慮期間内にされた適法なものであるから、本件各申述をいずれも受理すべきものと判断した。

その理由は、「熟慮期間は、原則として、相続人が、被相続人が死亡し、自己について相続の開始があつたことを知った時から起算されるべきものであるが、相続人が上記各事実を知つた場合であっても、上記各事実を知つた時から三か月以内に限定承認又は相続放棄をしなかつたのが、被相続人に相続財産が全く存在しないと信じたためであり、かつ、被相続人の生活歴、被相続人と相続人との間の交際状態その他諸般の状況からみて当該相続人に対し相続財産の有無の調査を期待することが著しく困難な事情があつて、相続人において上記のように信ずるについて相当な理由があると認められるときには、相続人が上記各事実を知つた時から熟慮期間を起算すべきであるとする。ことは相当でないものというべきであり、熟慮期間は相続人が相続財産の全部又は一部の存在を認識した時又は通常これを認識し得べき時から起算すべきものと解するのが相当である（最高裁判昭和五七年（オ）第八二号同五九年四月二七日第二小法廷判決・民集三八巻六号六九八頁参照）。

また、相続人が相続財産の一部の存在を知つていた場合でも、自己が取得すべき相続財産がなく、通常人がその存在を知つていれば当然相続放棄をしたであろう相続債務が存在しないと信じており、かつ、そのように信じたことについて相当の理由があると認められる場合には、上記最高裁判例の趣旨が妥当するといふべきであるから、熟慮期間は、相続債務の存在を認識し

た時又は通常これを認識し得べき時から起算すべきものと解するのが相当である。」

本件においては、Xらにおいて、Aに係る何らかの相続債務があるとは認識しておらず、又、何らかの相続債務があると認識することは困難であつたと認められる。

そうすると、Xらは、Aが死亡した当日に死亡の事実を知つたが、上記事実を知つた時から三か月以内に限定承認又は相続放棄をしなかつたのは、Aに係る相続財産は全てBが相続するから、Xらが相続すべき相続財産が全く存在せず、かつ、Aに係る相続債務は存在しないものと信じたためであり、上記事情からすれば、Xらがそのように信じたことについて相当な理由があると認められると判示した。

4 小 括

本決定も、上記一の裁判例と同様に、相続開始から三か月以上経過していたケースにおいて、「相続人が相続財産の一部の存在を知つていた場合でも、自己が取得すべき相続財産がなく、通常人がその存在を知つていれば当然相続放棄をしたであろう相続債務が存在しないと信じており、かつ、そのように信じたことについて相当の理由があると認められる場合」には、相続放棄の申述を受理する旨判示している。

したがって、本決定も、最判昭和五九年の趣旨に沿うものではあるが、その判断基準は拡大されていると考えられる。

IV 検 討

一 最判昭和五九年の判断基準と例外的パターン
前述のように、最判昭和五九年は、熟慮期間につき、原則として、相続人が

① 相続開始の原因たる事実、及び

② これにより自己が法律上相続人となった事実

を知った時から起算すべきものであるが、相続人が右各事実を知った場合であっても、これらの事実を知った時から三カ月以内に限定承認又は相続放棄をしなかったのが、

a 被相続人に相続財産が全くないと信じたためであり、かつ、
b 被相続人の生活歴、被相続人と相続人との間の交際状態その他諸般の状況からみて当該相続人に対し相続財産の有無の調査を期待することが著しく困難な事情があつて、相続人においてそのように信じるについて相当な理由があると認められるときは、

例外的に、熟慮期間は相続人が相続財産の全部又は一部の存在を認識した時又は通常これを認識しうべき時から起算すべきものと解するのが相当である、とした。

しかし、その後の裁判例においても、この判断基準とは異なる理由で相続放棄の申述を認めたものが見受けられる。それらは次の三つのパターンに分けられる。

(1) 相続人が相続財産につき処分をしても、民法九二一条一号にいう「相続財産の処分」に当たらないものとして、相続放棄の申述を認めたパターン

(2) 相続開始時に相続財産について認識していたが、自分自身には「相続するべき財産はない」と考えていたと認めて、相続放棄の申述を認めたパターン

(3) 三カ月の熟慮期間を経過したことにつき、特別な事情があると認めて、相続放棄の申述を認めたパターン
そこで、これらの三つのパターンにつきそれぞれ検討してみることとした。

二 相続人が相続財産につき処分をしても、民法九二一条一号にいう「相続財産の処分」に当たらないものとして、相続放棄の申述を認めたパターン

このパターンに当たる裁判例として、大阪高決平成一四年七月三日（家裁月報五五卷一号八二頁）がある。同決定は、相続人が相続財産である預貯金を使用して、葬儀費用や仏壇購入、墓石購入の費用の一部に充てたケースにおいて、当該行為は、法定単純承認たる「相続財産の処分」（民法九二一条一号）には当たらないというべきであると判示し、相続開始後三年以上経過してからなされた債権者からの保証債務履行請求の通知を受け取った後の相続放棄を受理した。これは、「相続財産の処分」を狭く解釈して、かつ、最判昭和五九年よりも相続人の立場を考慮し、熟慮期間の起算点を後にずらしたものと考えられる。

また、最判昭和五九年の前に出された裁判例であるが、大阪高決昭和五四年三月二二日（家裁月報三一巻一〇号六一頁）は、行方不明であつた被相続人Aが遠隔地で死去したことを所轄警察署から通知され、取り急ぎ同署に赴いた妻B、子Cが、同署

から、Aの着衣、身回り品の引取を求められ、やむなく殆んど経済的価値のない財布などの雑品を引取り、その際Aの所持金二万円余りの引渡しを受けたケースにおいて、上記のような些少の金品をもつて相続財産（積極財産）とは社会通念上認めることができないと判示した。のみならず、Bらは上記所持金に自己の所持金を加えた金員をもつて、遺族として当然なすべきAの火葬費用ならびに治療費残額の支払に充てたのは、人倫と道義上必然の行為であり、公平なしい信義則上やむを得ない事情に由来するものであつて、これをもつて、相続人が相続財産の存在を知つたとか、債務承継の意思を明確に表明したものはいえないし、民法九二一条一号所定の「相続財産の一部を処分した」場合にあたるものともいえないと判示し、その後の相続放棄の申述を受理した。この決定も上記と同様であると解される。

三 相続開始時に相続財産について認識していたが、自分自身には「相続するべき財産はない」と考えていたと認めて、相続放棄の申述を認めたパターン

上記Ⅲで取り上げた二つの裁判例は、どちらもこのパターンのものである。

このパターンの裁判例には、先行の裁判例がいくつかある。仙台高決平成元年九月一日（家裁月報四二巻一号一〇八頁）は、共同相続人の一部の者（以下、「Xら」という。）は被相続人Aが生前不動産を所有し、相続財産としてこれらの不動産が存在することは認識していたものの、Xらの意識では、これらは農

家にあつては、後を継ぐべき長男Bが取得するもので、Xらが相続取得することはないと信じ、Aには債務がないものと信じていたものであり、かつ、Aの生活歴、本件債務の発生原因、XらとA及びBとの交際状態等からして、そのように信じたとしても無理からぬ事情があることが窺われる事案であつた。これにつき同決定は、民法九一五条一項の起算日については、Xらが昭和六三年一月に農協から請求を受けて債務の存在を知つた時と解する余地がないわけではないとして、Xらの相続放棄の各申述を受理すべきとした。仙台高決平成七年四月二六日（家裁月報四八巻三号五八頁）や、名古屋高決平成一年三月三十一日（家裁月報五一巻九号六四頁）も同様である。

また、東京高決平成二二年二月七日（判例タイムズ一〇五一号三〇二頁、家裁月報五三巻七号一二四頁）は、共同相続人の一人であるXは、被相続人Aが死亡した時点で、その死亡の事実及びXがAの相続人であることを知つたが、Aの遺言があるため、自らはAの積極及び消極の財産を全く承継することがないと信じていたと認められる事案であつた。本決定は、Xが、自らはAの積極及び消極の財産を全く承継することがないと信じ、かつ、このように信じたことについては相当な理由があつたのであるから、XにおいてAの相続開始後所定の熟慮期間内に単純承認若しくは限定承認又は放棄のいずれかを選択することはおよそ期待できなかったものであり、A死亡の事実を知つたことによつては、未だ自己のために相続があつたことを知つたものとはいえないというべきであると判断して、Xのした本件申述をもつて直ちに同熟慮期間を経過した不適法なものとす

ることは相当でないといわざるを得ないと判示した。さらに、Xが、後に、相続財産の一部の物件について遺産分割協議書を作成したことについても、これは、本件遺言において当然にB（遺言で相続財産を承継するとされた者）へ相続させることとすべき不動産の表示が脱落していたため、本件遺言の趣旨に沿ってこれをBに相続させるためにしたものであり、Xにおいて自らが相続し得ることを前提に、Bに相続させる趣旨で遺産分割協議書の作成をしたものではないと認められるから、これをもって単純承認をしたものとみなすことは相当でないと判示し、その後に相続債権者からの催告書の送付を受けて初めて、本件債務を相続すべき立場にあることを知ったものと認めて、上記送付を受けた日から所定の熟慮期間内にされた本件申述は適法なものであるとした。

さらに、名古屋高決平成一九年六月二五日（家裁月報六〇巻一号九七頁）は、次のような事案であった。Xは、被相続人Bの二女であったところ、Bは、平成一八年三月二九日に死亡し、Xは、同日、Bの死亡を知ったこと、Bの遺産には、土地等の不動産が存在し、Xは、Bの死亡を知った時点において、Bに上記不動産の遺産があることを知っていたこと、しかしながら、Xは、昭和五四年ころからBと別居しており、先にXの父でありBの夫であるC（平成七年死亡）の遺産である土地を相続取得していたことやBの遺産の一つである土地にはBの居宅と共にその長女であるAの居宅が存在したことなどから、Bの遺産である不動産はすべてAが相続するものと考えていたこと、また、Xは、Aとは日常生活において疎遠であったことなどを

ら、AとBの遺産分割の話などはしたことがなかったこと、XはBの死後の平成一九年三月にAから知らされたことであるが、Bは、Bの有する一切の財産をAに相続させること等を内容とする遺言公正証書を作成していたことが認められた。本決定は、そのような状況において、相続債権者からの訴状を受けて初めてBが連帯保証債務を負担していたことを初めて知ったと認め、その後三カ月の熟慮期間内に申述した相続放棄を受理した。

以上のように、このバターンの裁判例は過去にもいくつか見られたが（このほかにも、大阪高決平成一〇年二月九日（家裁月報五〇巻六号八九頁）、高松高決平成二〇年三月五日（家裁月報六〇巻一〇号九一頁）などがある）、本件二つの裁判例は、これに新たに加えられるものといえる。いずれにしても、このバターンは、最判昭和五九年の判断基準を修正するものではないかと思われる。

四 三カ月の熟慮期間を経過したことに付き、特別な事情があるとして、相続放棄の申述を認めたバターン

このバターンの裁判例としては、福岡高決平成一六年三月一六日（判例タイムズ一一七九号三一五頁）が挙げられる。同決定の事案は、後順位の相続人であるXが、先順位の相続人らに係る相続放棄申述受理通知書を、同相続人らに代行して、仮払金返還に関する事務を所管する農林水産省に郵送したこと、その際、農林水産省の担当者から、Xについては、先順位の相続人が全員相続放棄をしたことが確認されれば、関係書類を送

付するので、これを見て対応するようにとの説明を受けたこと、このため、Xは、上記書類が送付されてからでなければ相続放棄の手続ができないものと信じていたこと、Xと、その夫で被相続人Aの父であるBは、農林水産省から、「故A様に関して発生した相続の「承認」又は「相続放棄」の意向の確認について」と題する書面（以下「本件通知書」という。）の送付を受けたところ、本件通知書に、Aの第一順位の法定相続人（配偶者、子）の全てが相続放棄を行ったため、第二順位の法定相続人であるXらは、相続放棄をしない限り、上記仮払金返還債務を相続する立場にある旨記載されていたことから、Xらが本件通知書を受領した日に相続開始を知ったとして、相続放棄の申述をしたケースであった。Xらの相続放棄の申述は、第一順位の相続人が相続放棄をした日からは三カ月が経過していたが、本決定は、本件事実関係の下において、信義誠実の原則的考慮に基づき、上記通知受領日を起算点と認めて相続放棄の申述を受理した。

五 終わりに

本稿では、相続放棄の申述が三カ月を経過してもなお受理されるケースを見てきたが、通常は、三カ月を経過した申述が認められないケースの方が多いようである。特に、被相続人と同居していたような相続人や、同居していなくても交流が頻繁にある相続人は、被相続人の財産内容を調査すれば資産のみならず負債についても判明するはずであると考えられている。あるいは、十分な財産調査もしないで、遺産分割協議をすると、その後に相続放棄の申述をしても、余程特別な事情のない限り、

相続放棄の申述は認められないのが現状であると思われる。

また、最判昭和五九年は、熟慮期間の起算点についての判断基準を示したものであるが、家庭裁判所が相続放棄の申述につき、これを受理したからといって、当該相続人の相続放棄が最終的に相続債権者その他利害関係人に対して認められるというわけではない。相続債権者等が当該相続放棄が認められないとして、当該相続人がみなし相続に該当することを行ったと証明すれば、相続放棄は認められないことになるのである。相続放棄の申述を受理するにつき、家庭裁判所に実質審査の権限があるとしても完全には調べきれないことが前提にあると考えるべきであろう。ただ、三カ月を超過して相続放棄の申述をする際には、当該相続人が相続開始を知り、自分が相続人となることを知ってから三カ月以内に申述しなかったことについて、十分な説明をしないと申述の受理さえしてもらえないということになる。

（参考文献）

- ① 羽生香織「熟慮期間と相続放棄の申述——東京高決平成二六年三月二七日判時二二九号二頁——」月刊司法書士五一六号八七頁
- ② 門広乃里子「民法九一五条の熟慮期間の起算点は『債務の存在』を認識した日」私法判例リマックス五一号七六頁
- ③ 冷水登紀代「熟慮期間の起算点を繰り下げるべき特段の事情がないとされた事例——大阪高判平成二二年一月二三日判タ一三〇九号二五一頁——」月刊司法書士四五九号四六頁